

重度心身障害者医療費助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記のいずれかの手帳を所持している方

- 身体障害者手帳(1～3級)
- 療育手帳(A・A・Bいずれか)

本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)

※月5日以降は自己負担がありません。

- 入院…200円/日(医療機関ごとに月14日まで)

※月15日以降は自己負担がありません。

《受給者証有効期限》

7月31日

《更新手続き》

該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します(8月以降の資格認定は自動更新)。

問保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

精神障害者医療費助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》 ※下記の全てを所持している方

- 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- 自立支援医療受給者証「精神通院」

本人・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある方は対象外です。

医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…200円/日(医療機関ごとに月4日まで)

※月5日以降は自己負担がありません。

《受給者証有効期限》

7月31日

《更新手続き》

該当の方へ7月下旬に受給者証を送付します(8月以降の資格認定は自動更新)。

問保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

ひとり親家庭等医療費助成制度



対象の方が受けた医療費のうち、健康保険の自己負担額から一部負担金を控除した額を助成します。

《対象者》

- 18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の方(生計同一者全員が所得税非課税者、事実婚ではないなどの受給条件があります)

医療機関等窓口での一部負担金

- 通院…500円/日(医療機関ごとに月4日まで)

※月5日以降は自己負担がありません。

- 入院…500円/日(医療機関ごとに月14日まで)

※月15日以降は自己負担がありません。

受給者証の更新

8月以降の資格認定には更新手続きが必要です。該当する方は、保険医療課医療保険年金係各支所窓口係で手続きをしてください。

※該当すると思われる方には、6月下旬に申請手続きのご案内を送付しています。

《受給者証有効期限》

7月31日

《申請時必要書類》

- 医療保険の加入状況が分かるもの(本人、子どもの名前が入った資格確認書や資格情報のお知らせなど)
- 児童扶養手当の証書または遺族年金証書(受給者のみ)

問保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

地域小規模集会施設整備費補助金補助対象範囲拡大



地域集会施設を整備・解体する際に交付している補助金の対象範囲を拡充しました。

《補助対象事業費(下限)》

変更前	変更後
30万円	10万円

《補助対象施設》

- おおむね40㎡以上の地域集会施設

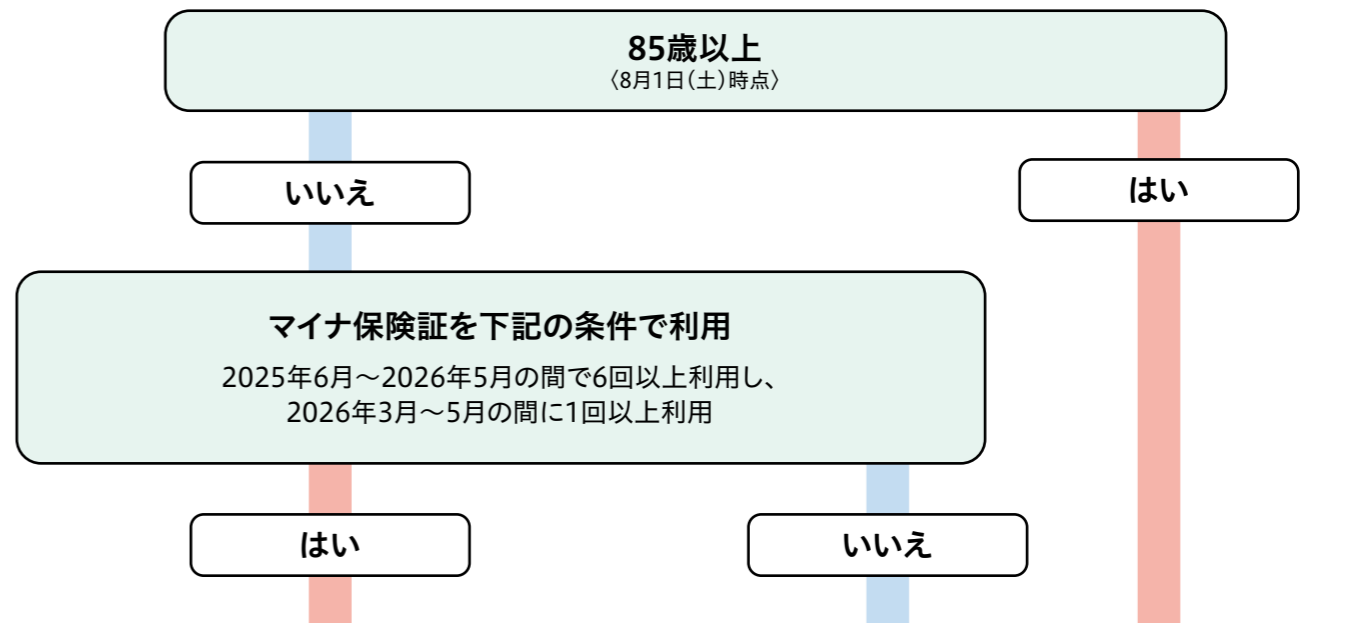
問財産管理課 管理・営繕係
☎お太助フォン 42-5613 📠42-4376

後期高齢者医療制度「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します

現在交付されている「資格確認書」は、7月31日で有効期限を迎えます。これに代わる「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が、7月下旬に広島県後期高齢者医療広域連合から送付されますので、内容を必ず確認してください。

送付書類は下記のとおり条件で異なります。

※2025年中の課税所得や年金収入、農業所得などを基に世帯単位で判定し、負担割合を変更している場合があります。



送付されるのは

「資格情報のお知らせ」

A4サイズ

加入者の資格情報を確認するためのお知らせです。このお知らせのみでは受診できませんので、医療機関などで受診する際は、マイナ保険証を提示してください。

※施設入所や障害がある方など、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書を交付します(要申請)。

送付されるのは

「資格確認書」

医療機関などの窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

問保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130